

7 保健活動について

地域・職域連携推進事業について

地域・職域連携推進事業

令和3年度予算(案) : 64百万円

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

地域・職域連携推進事業

都道府県地域・職域連携推進協議会

- 〈地域〉
 - ・都道府県
 - ・保健所
 - ・福祉事務所
 - ・精神保健福祉センター
 - ・市町村
 - 等

- 〈関係機関〉
 - ・医師会
 - ・歯科医師会
 - ・薬剤師会
 - ・看護協会
 - ・保険者協議会
 - ・医療機関
- 等

- 〈職域〉
 - ・労働局
 - ・事業者代表
 - ・産業保健総合支援センター
 - ・商工会議所
 - ・商工会連合会

2次医療圏地域・職域連携推進協議会

- 〈地域〉
 - ・保健所
 - ・市町村
 - ・住民代表
 - ・地区組織
 - 等

- 〈関係機関〉
 - ・医師会
 - ・医療機関
 - ・ハローワーク
 - 等

- 〈職域〉
 - ・事業所
 - ・労働基準監督署
 - ・商工会議所
 - ・健保組合
 - ・地域産業保健センター
 - 等

主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案・実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 等

主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

東日本大震災の被災自治体における保健師の確保等の取組

被災住民が住み慣れた仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されており、住民の心身面での不安に応えることができる保健師の人材確保が引き続き強く求められている。

保健師の確保策として、厚生労働省としては、これまでも以下のような取組を行っているところであるが、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

保健師の確保等に向けた厚生労働省の取組

- 平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国自治体あてに被災地の健康活動支援への御参画・御協力に関する協力依頼通知を発出。
- 平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師に対し、被災地の健康活動支援への御参画・御協力に関する周知を依頼。
- 平成27年度厚生労働科学研究において、復興期等の現状及び活動を評価し、支援人材の確保・活用等のマネジメントを方向付ける指標ツールを開発。
※「大規模災害復興期等における地域保健活動拠点のマネジメント機能促進のための評価指標ツール開発に関する研究」
(研究代表者:宮崎美砂子 千葉大学大学院看護学研究科 教授)
- 平成29年7月に復興庁と厚生労働省の連名で、全国自治体あてに引き続き積極的な被災市町村への保健師の派遣協力依頼を行うとともに、関係団体に対しても、各団体で所管する枠組みを活用した、保健師の確保に関する協力依頼通知を発出。
- 令和2年12月に、全国自治体あてに、地方自治法に基づく自治体保健師派遣の協力依頼通知を発出。

※平成27年度以降、毎年度12月に地方自治法に基づく職員派遣に関する同旨の通知を発出している。